

序章 県の施策体系

本県では、1993 年 2 月に県民の環境に対する行動規範として策定した「千葉県環境憲章」の精神と、同年 11 月に制定された「環境基本法」を踏まえ、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するとともに、地域の自然、文化、産業などを含む魅力ある環境の保全により、快適な環境の実現を図っていくため、1995 年 3 月に「千葉県環境基本条例」を制定しました。この条例は、「環境基本法」との整合性を図りつつ、県の環境の保全について基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を示すものです。

さらに、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例第 9 条に基づき、「千葉県環境基本計画」を策定しています。

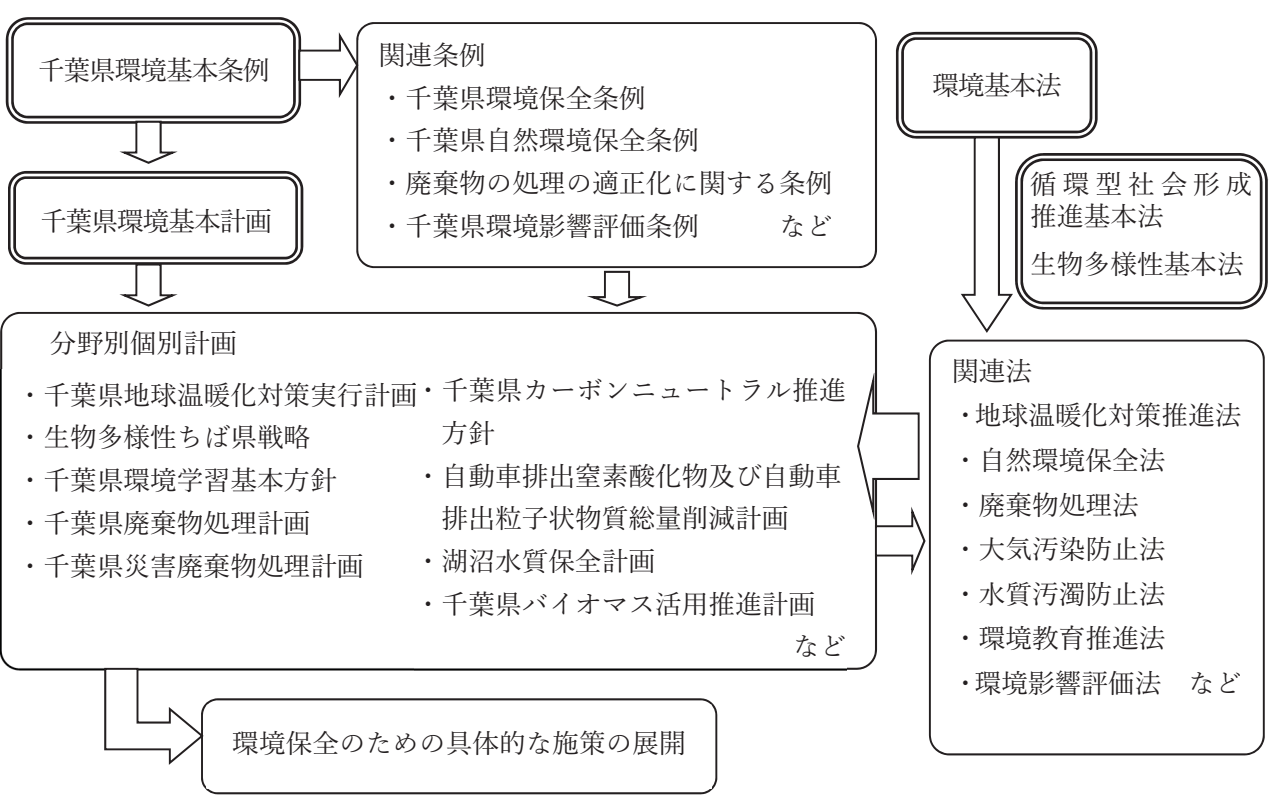
2019 年 3 月に策定した第三次千葉県環境基本計画では、「恵み豊かで持続可能な千葉」の実現を目指し、5 つの基本目標の達成に向けて、6 つの政策分野と 23 の施策項目を設定しています。また、相互に関連する複数の課題の同時解決に取り組む SDGs の考え方を活用し、持続可能な社会の構築という観点から「経済」「地域づくり」「暮らし」「人づくり」に関する 4 つの分野横断的なテーマを設定し、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指しています。

この環境白書は、条例第 8 条に基づき、本県の環境の状況や施策の実施状況を明らかにするとともに、2023 年度における環境基本計画の進捗状況の点検・評価の結果を取りまとめたものです。

このため、本書においては、各節ごとに、次の項目に沿って、第三次千葉県環境基本計画の進捗状況等について記載をしています。

- 「現況と課題」：計画で示された現況と課題に対し、最新の状況を記載
- 「県の施策展開」：計画で示された県の施策展開に対する実績を中心に、施策の実施状況を記載
- 「環境基本計画の進捗状況の点検・評価等」：

計画で示された進捗を表す指標に対する状況と評価、分析と今後の対応方針を記載



第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置付け 3 計画期間：2019年度から2028年度までの10年間 4 計画の構成

第2章 計画の目標

環境問題等に対する基本認識

- 1 持続可能な社会に向けた環境・経済・社会的課題の同時解決
2 地球温暖化 3 循環型社会 4 自然環境 5 生活環境 6 環境を守り育てる人・ネットワーク

目指す将来の姿

みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』

～ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのチカラで築き、次の世代に伝えていく～

基本目標

- 1 地球温暖化対策の推進 2 循環型社会の構築 3 豊かな自然環境の保全と自然との共生
4 野生生物の保護と適正管理 5 安全で安心な生活環境の保全

第3章 施策展開の基本的考え方

分野を横断する4つのテーマを設定
分野横断的に施策を展開
↓
環境・経済・社会的課題の同時解決

環境と経済の
好循環の創出

環境と調和のとれた
持続可能で魅力ある
地域づくり

健康で心の豊かさを
実感できる暮らしの実現

持続可能な社会を築く人・
ネットワークづくり

第4章 施策の展開方向

各分野に係る施策：6つの政策と23の施策

政策1 地球温暖化 対策の推進

- 1 2 3 4
再生可能エネルギー等の活用
省エネルギーの促進
温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進
気候変動への適応

政策2 循環型社会 の構築

- 1 2 3 4
3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止
残土の適正管理
再生土への対策の推進

政策3 豊かな自然 環境の保全 と自然との 共生

- 1 2 3
自然公園等による優れた自然環境の保全と活用
地域の特性に応じた環境の保全
生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開

政策4 野生生物の 保護と適正 管理

- 1 2 3
希少野生生物の保護・回復
特定外来生物の早期防除
有害鳥獣対策の強化

政策5 安全で安心 な生活環境 の保全

- 1 2 3 4 5
良好な大気環境の確保
良好な水環境の保全
良好な土壌環境・地盤環境の保全
騒音・振動・悪臭の防止
化学物質・放射性物質への対策

政策6 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進

- 1 環境学習の推進と環境保全活動の促進 2 環境保全の基盤となる施策の推進
3 環境と経済の好循環の創出 4 災害時等における環境問題への対応

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制 2 各主体に求められる役割 3 計画の進行管理（指標を活用して、マネジメントサイクルに基づき毎年度実施）

SDGsとは

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2015 年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げ、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されました。

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		各国内及び各国間の不平等を是正する
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		持続可能な生産消費形態を確保する
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

出典：持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド（環境省）